

区職員による生活保護受給者の預金等着服事案に係る
再発防止策取組状況（平成31年1月末現在）等について

1 再発防止策の取組状況等について

平成29年10月に発覚した、生活保護受給者の預金等の着服事案に係る再発防止策については、生活保護業務における金銭管理に係る仕組み等、事務処理の見直しをはじめとして、組織としての管理体制の強化や、職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取組等を掲げ、策定後、すみやかに着手できるものから順に、鋭意取り組んできた。

(1) 31年1月末における進捗状況

再発防止策については、14項目中「検討する」と表記していた項目は8項目あった。

策定後、すみやかに着手できるものから順に具体的に取り組みを進め、実行、検証、改善の流れによって適宜、防止策の改善を図ってきた中で、検討していく項目としては、残り3項目となっている。

(2) 残る検討課題

① システム改修が必要なもの

新たなテンプレートやチェックリスト管理を、システム活用により一元的に管理するため、平成31年度に仕様確定、32年度当初予算計上を目途に進めていく。

② レイアウト変更

31年度に向けた健康福祉部組織改正に伴い、生活福祉課のレイアウトを変更し、廊下で二分されている生活福祉課の事務室を一体化する方向で具体的に進めていく。

③ 人員体制等

経理事務の職員体制の強化については、職員数の増のほか事務分担の見直しなど、人材の効果的活用及び課内の執行体制の見直しを引き続き検討していく。

2 検証結果に基づく今後の方向性について

事務処理増に対しては今後のシステム改修の際、新たなテンプレートやチェックリストの一元的管理の仕組みを構築するとともに、民間委託できる業務の切り分け等、効率的・効果的な事務処理方法を進めていく。

また、地区担当を統一して2年で変更することは、地区担当員の経験の長さに関係して、その効果が見えてくるものと考えられ、場合によっては、被保護者への影響もあることから、一律2年ではなく、2年、3年などの幅を持たせて、地区担当員及び被保護者の信頼関係等を考慮しながら担当年数を定めるべきである。

しかしながら、本年度は施行して1年目であることから、引き続き様子を見ながら、適切な生活保護制度の運用を考えて、変更のタイミングを見定めていく。

併せて、福祉行政を担う職員の資質向上のため、生活福祉課だけでなく健康福祉部全体を対象とした、さらなる研修体制の強化、充実を図りながら人材育成を進め、区の福祉行政としての公的責任を果たしていく。

3 告発等の状況について

(1) 告発状・告訴状の提出経過

平成30年2月20日付けで告発状を提出、8月30日付けで告発状・告訴状を再提出。

平成30年12月5日付けで不起訴処分（12月10日收受）

(2) 元職員の区への返済状況

平成30年 9/14、10/11、11/6、平成31年1/15 各30,000円（計120,000円）返済。

平成31年1月31日現在 残金 403,219円

4 今後の予定

平成31年10月

再発防止委員会において取組状況を検証

以 上